

## しの備くんの知識備蓄シリーズ



新型コロナウイルスとの共存が前提となる「新たな日常」。窮屈な生活に耐える日々ですが、自然災害は今年も猛威を振るっています。

「令和2年7月豪雨」は7例目となる<<特定非常災害>>に指定されました。地震、台風、水害など多発する自然災害への備えも「新たな日常」に加えなければならないようです。大規模災害で被災した場合に

役立つ生活再建の法律や制度の知識を紹介している「しの備くんの知識備蓄シリーズ」も今回で5回目となりました。今回の備えんじゃ家に伝わる生活再建極意の書・第5の巻では、被災者に重くのしかかる各種ローンや税金、社会保険料、公共料金などの減免や納付期間の延長措置を取り上げます。

### 第5の巻 ローン支払いの減免など

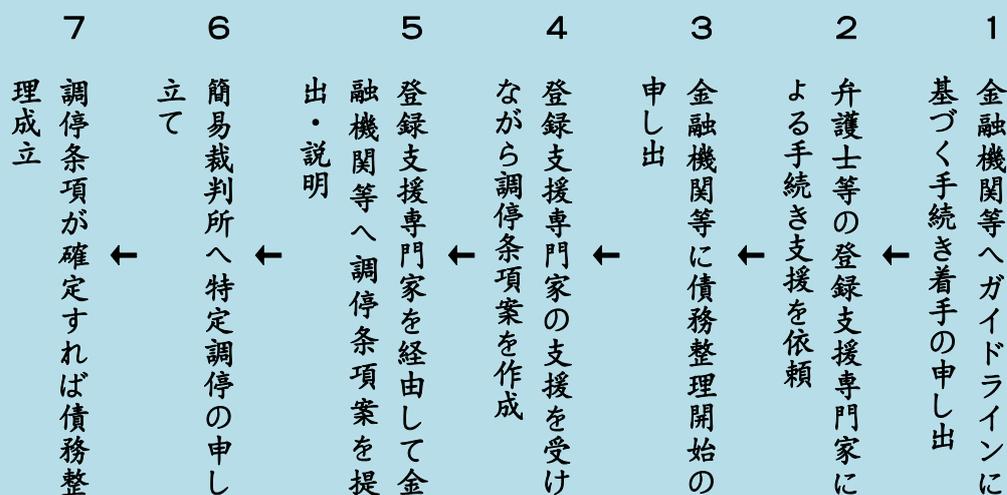
#### ☆ ポイント1 自然災害債務整理ガイドライン

被災者の大きな負担となるのが住宅や自動車、事業性などのローンですが、災害救助法が適用された大規模な自然災害で①返済することができない②近い将来返せなくなることが確実と見込まれる「**個人または個人事業主**」は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用して、これらのローンの免除・減免を受けられる場合があります。同ガイドラインが利用できると破産などの手続きとは異なり以下の3つのメリットがあります。

- ① 債務整理したことが個人情報として登録されないため、新たな借り入れにも影響しない
- ② 国の補助で弁護士等の「登録支援専門家」による手続き支援を無料で受けられる
- ③ 最大500万円の現預金や家財地震保険金最大250万円、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害見舞金をローン返済に充てず残せる

被災者が自分の債務の最も多い金融機関等に手続き着手を申し出て同意を得ると、金融機関等から弁護士等の登録支援専門家が紹介されます。具体的な利用方法は「手続きの流れ」を参考にしてください。

## 手続きの流れ



## ★ ポイント2 税金・社会保険料の特別措置

地震などによる大規模災害が発生した場合、住民税や所得税、医療保険などの社会保険料、国民年金の支払いについては、減免や猶予、期限の延長などの措置がとられるケースがあります。自治体や税務署などの窓口にご相談ください。

問い合わせ先	
地方税（住民税、固定資産税、自動車税等）	東京都・国分寺市
国税（所得税、消費税、法人税等）	立川税務署
医療保険、介護保険	国分寺市など
国民年金	日本年金機構

## ★ ポイント3 公共料金等の特別措置

税金や社会保険料と同様に大規模な災害が発生した場合、東京都や国分寺市が所管する上下水道などの料金や施設使用料、保育料などが軽減されたり、免除されるケースもあります。また、電気やガス、固定電話、携帯電話、インターネットなどの料金、NHKの放送受信料、保険料、共済掛け金についても減免や期限猶予などの措置が受けられる場合があります。国分寺市や契約各社の窓口にお問い合わせなどの確認をお勧めします。

(文:石井 仁)

### 防災訓練 内藤さつき公園（令和2年7月29日10時～11時）



☆秋の防災訓練☆

10月17日(土)すぎのこ公園

今年度第1回目の防災訓練を内藤自治会との共催で実施しました。

小雨の中ではありますが、予定の50名を超える多数の参加者があり 消防署（西元出張所）・消防団（第四分団）の指導の下、全員一生懸命に訓練に参加しました。

コロナウイルス感染症拡大防止のため3密になる恐れのある煙体験は除外し、初期消火、ロープワーク、AEDおよび発電機使用訓練を実施しました。特に発電機使用訓練は初めてで、発電機が始動し灯りがつくと歓声が上がりました。

(文・竹野 日出雄 写真・荒川 隆二)

内藤・日吉地域連合防災会のホームページもご覧ください！！

URL <http://naito-hiyoshi-bosai.org/>

編集・大槻 美奈子

防災まちづくりニュースおよび防災会へのお問い合わせは、  
内藤・日吉地域連合防災会 会長 龍神 瑞穂（090-2533-3435）まで